The foregoing is the authentic text of the Convention duly adopted by the General Conference of the International Labour Organization during its Ninety-fourth Session which was held at Geneva and declared closed the 23 February 2006.

IN FAITH WHEREOF we have appended our signatures this twenty-third day of February 2006.

The President of the Conference,

JEAN-MARC SCHINDLER

The Director-General of the International Labour Office,

JUAN SOMAVIA

告示

○外務省告示第三百七十五号

日本国政府は、平成十八年二月二十三日にジュネーブで採択された「二千六年の海上の労働に関する条約」の批准書を平成二十五年八月五日に国際労働事務局長に寄託し、その批准は、同日、登録された。

よって、同条約は、その第八条4の規定に従い、平成二十六年八月五日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約第二条3、5及び6の規定に基づき、関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した上で、同条約の適用について、次のとおり決定する。

1　同条約第二条3にいういずれの範疇の者をこの条約の適用上船員と認めるべきか否かの問題について、船員法に規定する船員に当たらない者は、同条約の適用上船員と認めない。

2　同条約第二条5にいうこの条約を一の船舶又は特定の範疇の船舶について適用するか否かの問題について、総トン数二十トン未満の船舶及び同居の親族のみを使用する船舶については、同条約を適用しない。

3　同条約第二条6にいう国際航行に従事しない総トン数二百トン未満の船舶について、同条約第3.1規則及びA3.1基準を適用しない。

平成二十五年七月三十日までに同条約の批准が登録された国は、次のとおりである。

アンティグア・バーブーダ、オーストラリア連邦、バハマ国、バルバドス、ベナン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、カナダ、クロアチア共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、ラトビア共和国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モロッコ王国、オランダ王国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パラオ共和国、パナマ共和国、ポーランド共和国、ロシア連邦、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セルビア共和国、シンガポール共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トーゴ共和国、ツバル

平成二十五年八月七日

外務大臣　岸田　文雄

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７６３６号

東京都品川区大井７丁目３―30―202

債務者　赤沼　永理

1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　典子

4　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月３日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４９号

東京都新宿区上落合１丁目21―９　重藤方201

債務者　熊田　祥子

1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上谷さくら

4　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月３日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで

東京地方裁判所民事第20部